

「児童手当」の申請について (2012年4月1日～) 关于“儿童补贴”的申请 (自2012年4月1日开始)

※「子ども手当」は、2012年4月から「児童手当」に変わりました。

*2012年4月开始，“小孩补贴”改为“儿童补贴”。

1 児童手当は次のような場合に支給されます

1 如下情况支付儿童补贴

(1) 児童手当制度とは？

日本国内に住民登録をしている方で、支給対象となる子どもを養育している方に手当が支給されます。

(1) 儿童补贴制度是指

向已经办理日本国内居民登记的、抚养成为支付对象小孩的人支付补贴。

(2) 支給対象となる子ども

0歳から中学校修了までに相当する年齢の子ども（15歳になった最初の3月31日まで）が対象になります。

なお、海外に住んでいる子ども（留学の場合を除く※）は原則支給対象にはなりませんので、ご注意ください。

※留学を理由に海外に住んでいる場合は、以下の要件を全て満たし、留学に関する必要書類を提出すれば支給対象となります。

- ・日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと
- ・教育を受けることを目的として海外に居住しており、父母（未成年後見人がいる場合はその未成年後見人）と同居していないこと
- ・日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること

(2) 成为支付对象的小孩

以0岁至相当于日本初中毕业年龄的小孩（截止到满15岁以后的第一个3月31日）为对象。

另外，请注意，在国外居住的小孩（留学除外*）原则上不作为支付对象。

*由于留学的原因而居住在国外的孩子，具备以下所有条件并提交留学相关的必要文件，可以作为支付对象

- 在日本国内有住所，在失去日本的住所以前在日本国内拥有住所已经超过3年以上
- 以受教育为目的而居住在海外，不是与父母（或未成年监护人）居住在一起
- 在日本国内有住所，失去住所不超过3年

(3) 支給金額

子ども1人につき、以下のとおり支給されます。

(支給対象年齢)	(支給月額)
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円(第1子・第2子) 15,000円(第3子以降)
中学生	10,000円(一律)
所得制限を超える場合(※)	5,000円(一律)

※所得制限の基準は、扶養親族の人数や各種の控除により変わります。詳しくは4のお問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 补贴金額

每个小孩的支付金额如下

(支付対象年齢)	(月支払額)
0岁至不满3岁	15,000日元(一律)
3岁至小学毕业以前	10,000日元(第1、第2个孩子) 15,000日元(第3个以后的孩子)
初中生	10,000日元(一律)
超过收入限制时(*)	5,000日元(一律)

* 基于抚养亲属的人数及各项扣除，收入限制的标准有所不同。详情请与“4”的咨询处联系。

(4) 支給時期及び方法

年3回の支払月(6月、10月、2月)に、その前月までの4ヶ月分の「児童手当」が支給されます(2012年2月、3月(2ヶ月分)の「子ども手当」は、2012年6月時に支給)子どもを養育している方名義の口座に振り込まれます。

(4) 支付时间及办法

在每年3次的支付月(6月份、10月份、2月份)，将支付截止到上个月的前4个月的“儿童补贴”(2012年2月份、3月份2个月的“小孩补贴”在2012年6月份支付)。补贴款打到小孩抚养者本人名义的账户上。

2 児童手当を受け取るためには、申請が必要です**2 要领取儿童补贴，必须申请！**

(1) 児童手当の支給を受けるためには、申請が必要です。手当を受けたい方は「児童手当認定請求書」に必要なことを記入し、(2)の書類と一緒に、4の申請窓口申請してください。市区町村が申請内容を確認し、認定した場合に手当が支給されます。

なお、2012年3月までの「子ども手当」を受け取っていた方は、申請手続きは必要ありませんが、(5)の「現況届」の提出が必要になるのでご注意ください。

(1) 要领取儿童补贴，必须申请。想领取补贴的人，请填写好“「児童手当認定請求書」《儿童补贴认定申请书》”以后，与(2)的文件一起，提交给4的申请窗口。市区町村政府确认申请内容并认定以后，

将支付补贴。

另外，请注意，2012年3月份以前已经在领取“小孩补贴”的人，不需要办理申请手续，但必须提交“现况届”（现状申报）。

(2) 申請する時に「児童手当認定請求書」と一緒に提出するもの

- ・申請する人の健康保険証（健康保険に入っている場合）の写し
- ・振り込み先の預金通帳の写し（申請者本人の口座に限ります）

※その他、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

(2) 申請時，需要与“「児童手当認定請求書」《儿童补贴认定申请书》”一起提交的资料如下。

- ・申請者の健康保険証复印件（已加入健康保険者）
- ・汇款账户的存折复印件（仅限于申请者本人的账户）

*另外，必要时还需要提交其它文件。

(3) 2011年10月からの「子ども手当」の支給を受けることができた方で、まだ申請手続きが済んでいない場合は、2012年9月末日までに申請をすれば、その分の手当を遡って受け取ることができます。

(3) 2011年10月份开始已经领取“小孩补贴”的人，还没办理申请手续时，只要在2012年9月底以前申请，依然可以补领该份补贴。

(4) 原則として、申請のあった月の翌月分から支給されます。

(4) 原则上，自申请月的翌月份开始支付。

(5) 「児童手当」の支給を受ける方は、養育状況や所得の確認のため、毎年6月に、「現況届」を提出する必要があります。未提出の場合は、手当が受けられなくなりますのでご注意ください（「現況届」については、4のお問い合わせ先までご連絡ください）。

(5) 为了确认抚养情况及收入，每年6月份，领取“儿童补贴”的人必须提交“现况届”（现状申报）。请注意，不提交时，将不能领取补贴。（有关“现况届”，请与“4”的咨询处联系。）

3 お願い

3 請求

次のような場合には手続きが必要です

- ・住所が変わったとき（他の市区町村に転居した場合、新しい住所の市区町村で、改めて子ども手当の申請が必要です。）
- ・本人又は、対象の子どもが出国するとき
- ・子どもを養育しなくなったとき
- ・子どもと別居するとき
- ・出生や死亡などで、子ども手当支給の対象となる子どもの数が変わったとき
- ・振込先の口座を変更するとき（新しい振込先は、申請者本人の口座に限ります。）
- ・受給者が公務員になったとき

など

※出生や、他の市区町村へ転出する場合は、その翌日から15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れた場合、手当の支給を受けられない月が発生することがありますのでご注意ください。

以下情况时必须办理手续

- ・搬家时（搬到其它的市区町村时，必须向新住址的市区町村政府重新申请儿童补贴。）
- ・本人或支付对象的小孩出国时
- ・停止抚养小孩时
- ・与小孩分居时
- ・因出生或死亡等，儿童补贴支付对象的小孩人数发生变化时
- ・变更汇款账户时（新的汇款账户仅限于申请者本人的账户。）
- ・领取者成为公务员时

等等

* 生孩子或搬家到其它市区町村时，自翌日起算之15日内，请务必办理手续。

请注意，如果手续办迟了的话，就有可能有的月份领不到补贴。

4 お問い合わせ先（申請窓口）

4 咨询处（申请窗口）